

議案第39号

鳥取県知事等の給与及び旅費等に関する条例及び教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正について

次のとおり鳥取県知事等の給与及び旅費等に関する条例及び教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成20年2月20日

鳥取県知事 平井伸治

鳥取県知事等の給与及び旅費等に関する条例及び教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例

（鳥取県知事等の給与及び旅費等に関する条例の一部改正）

第1条 鳥取県知事等の給与及び旅費等に関する条例（平成19年鳥取県条例第38号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄

中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(知事、副知事、出納長及び常勤の監査委員の給与)</p> <p>第2条 略</p> <p>2及び3 略</p> <p>4 第1項に規定する者の受ける期末手当の額は、給料月額の100分の145に相当する額に、6月に支給する場合においては<u>100分の140</u>、12月に支給する場合においては<u>100分の150</u>を乗じて得た額に、6月1日又は12月1日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、一般職給与条例第16条の4第2項の表に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>5 略</p>	<p>(知事、副知事、出納長及び常勤の監査委員の給与)</p> <p>第2条 略</p> <p>2及び3 略</p> <p>4 第1項に規定する者の受ける期末手当の額は、給料月額の100分の145に相当する額に、6月に支給する場合においては<u>100分の150</u>、12月に支給する場合においては<u>100分の160</u>を乗じて得た額に、6月1日又は12月1日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、一般職給与条例第16条の4第2項の表に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>5 略</p>

(教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正)

第2条 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例（昭和34年鳥取県条例第42号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄

中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(給与)</p> <p>第2条 略</p> <p>2及び3 略</p> <p>4 教育長の期末手当の額は、給料月額の100分の145に相当する額に、6月に支給する場合においては<u>100分の140</u>、12月に支給する場合においては<u>100分の150</u>を乗じて得た額に、6月1日又は12月1日以前6月以内の期間における在職期間に応じて、一般職の職員の例により一定の割合を乗じて得た額とする。</p>	<p>(給与)</p> <p>第2条 略</p> <p>2及び3 略</p> <p>4 教育長の期末手当の額は、給料月額の100分の145に相当する額に、6月に支給する場合においては<u>100分の150</u>、12月に支給する場合においては<u>100分の160</u>を乗じて得た額に、6月1日又は12月1日以前6月以内の期間における在職期間に応じて、一般職の職員の例により一定の割合を乗じて得た額とする。</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。